出席停止のお知らせ

このたび、お子さまが、学校感染症にかかられたという連絡を受けました。学校保健安全法 19 条の規定により、出席停止になります。この期間は、欠席扱いになりませんので、ゆっくり休養してください。なお、医師から学校への登校許可が出ましたら、下記の証明書に記入していただき、学校に提出してください。

<学校感染症と出席停止期間>

		出席停止期間			
第 1 種	法定感染症	治癒するまで			
	インフルエンザ(*)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を 経過するまで			
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終 了するまで			
	麻疹(ましん)	麻疹に伴う発熱が、解熱後3日を経過するまで			
第 2 種	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全			
20 € 1E	(おたふくかぜ)	身状態が良好になるまで			
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで			
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで			
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消えた後2日を経過するまで			
	結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで			
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで			
第3種	流行性角結膜炎				
	急性出血性結膜炎	 			
	腸管出血性大腸菌感染症	- 症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで -			
	その他の感染症				

①(*)インフルエンザは下記の医師による「登校許可証明書」は必要ありません。

別紙「インフルエンザ出席停止経過報告書」を提出してください。

②下記の感染症については、原則出席停止扱いにはなりませんので、「登校許可証明書」は不要ですが、必ず病院を受診し、医師の指示に従ってください。

溶連菌感染症	ウイルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑	ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺	流行性嘔吐下痢症	アタマジラミ	水いぼ	とびひ
炎				

③受診結果については、速やかに学校へ連絡してください。

ZV -	-	r = r	=:-	nc	_
~	咬部	ᆫᇚ	=11=	нг	7=
Ţ,	1.A.U		OII	u	75
	\sim 0 $^{\circ}$				_

<u> </u>								
		年	組	氏名				
	病	名						
	出席例	亭止期[月		~	月	
<u>令和</u>	年月] [<u>∃</u> より登	登校を許 で	可します	Γ.		
			<u>医</u> 肠	<u>寮機関名</u>				

医師氏名

ΕD